

議第 2 号

後藤田正純知事に対する問責決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 10 月 7 日

提 出 者	嘉岡須福井大古眞東庄立寺曾	見田見山村塚野貝条野川井根	博理一博保明浩恭昌了正大	之絵仁史裕廣司司子彦大邇志	岡元山原沢木平仁長竹井梶	本木西本下山木池内下原	富章国徹勝賢尚啓文義泰一	治生朗臣彦功道人武了憲哉
-------	---------------	---------------	--------------	---------------	--------------	-------------	--------------	--------------

徳島県議会議長 井 川 龍 二 殿

後藤田正純知事に対する問責決議

徳島県知事は、県政の最高責任者として、高い倫理観と慎重な言動を持ち、県民、自治体、関係団体及び県議会に対し、十分な説明責任を果たすことが求められる。しかしながら、近年の県政運営を巡っては、知事の言動や行政の意思決定の在り方について、様々な疑問や指摘が相次いでいる。

とりわけ、県民や自治体との関係においては、知事の発言が誤解や不信を招く事態が生じており、地域の連携と協調を図るべき立場として、自らの発言の影響を認識し、慎重な言動が求められる。また、県が関与する団体の運営や事業執行に当たっては、意思決定過程や手続の適正性、経費の妥当性など、明確な根拠と公平な判断に基づき、その経緯や理由を客観的に検証できる透明性が確保されるべきである。

これらは単なる個別の事案にとどまらず、知事の言動、県政運営及び関係団体との関わり方において、説明責任、透明性、公平性、適正な手続がいかに確保されているかという、県政の基本姿勢に関わる重大な問題である。

このことは、これまでも県議会において、本会議質問や2年前の問責決議提出の動きなど、度々指摘を重ねてきたところであるが、今もって改善が見られない。

こうした知事の一連の対応は、県民・自治体・団体・県議会との信頼関係を損ない、県政の最高責任者として看過できない状況に至っている。

よって、県議会は、知事に対し、一連の指摘を真摯に受け止め、県民との信頼関係の確保に向け、十分な説明と必要な検証を尽くすとともに、行政運営の透明性、公平性及び適正手続の徹底を強く求め、ここに問責する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

徳 島 県 議 会